

成年後見制度をご存知ですか？

成年後見制度は、認知症や知的障害、精神障害などの理由から判断能力が十分でない人の財産や権利を守るための制度です。家庭裁判所に選任された「後見人」や「保佐人」などが、本人にかわって財産の管理や日常生活上の手続きを行い、不利益を受けないようにします。以下、実際に成年後見制度を利用する際の申し立て手順となります。

申し立てから開始までの手続きの流れの概略

裁判所へ
申立て

調 査

法定後見の開始の審判
成年後見人等の選任

審判の確定
(法定後見の開始)

約1～4ヶ月程度

▶申立てができる方…本人・配偶者・4親等内の親族、検察官・市町村長等

▶申 立 て 費 用…約15,000円から10万円程度(申立てする方によっても違います)

審判が確定し後見人がつくと、大きく分けて次の2つの役割を担います。

財産の適切な管理

預貯金や不動産、年金、日常生活費などを管理します。
通帳や証書の保管、賃貸不動産の管理なども行います。



日常生活の支援

介護・福祉サービス利用の手続き、施設入所契約など本人の生活を支援します。
入院時には費用の支払いもします。



▶問合せ 神崎町保健福祉課 ☎ 1603

みんなで神崎なんじゃもん体操を学んでみませんか

介護予防サポーター養成講座

この講座は、介護予防に役立つ情報提供や体操指導、サポーターとして活動できる方の養成を目的として開催しています。

介護予防に興味のある方、体操に取り組みたいとお考えの方は、ぜひお申し込みください。

- ▶日 時 2月17日㊤、18日㊤ 14:00～16:00 ※2日で1コースです
- ▶定 員 10名(先着順となります)
- ▶場 所 神崎ふれあいプラザ 集団指導室
- ▶対 象 者 要介護認定を受けていない方、支援者となって体操を教えたい方
介護予防の取り組みに熱意と関心のある方
- ▶参 加 費 無料
- ▶申込み期間 2月2日㊤～2月13日㊤
- ▶申込み・問合せ 神崎町保健福祉課 ☎ 1603

